



## = 官報の使い方 =

### 官報って・・・？

官報とは、国が発行する唯一の法令公布の機関紙です。憲法、法律、条約、政令、省令などは、官報に掲載されて初めて「公布」されたことになり、法的な効力が発生することになります。

一番大きな役割は法令を公布することですが、国の政策を周知したり、国民の権利義務に関連する各種の公告なども掲載されます。

行政機関の休日を除き、毎日発行されています(独立行政法人国立印刷局発行)。

図書館では、過去10年分の官報(原紙)を所蔵しています。また、パソコン室で、データベース「官報情報検索サービス」を利用できます。

(注))データベース利用対象は、池田市民、市内在学在勤、広域利用者)

### 官報に掲載される内容

#### ●法令の公布

憲法改正、詔書(国会の召集、衆議院の解散、総選挙など)、法律、政令、条約、最高裁判所規則、府令や省令、規則、告示

#### ●広報的事項

国会事項(議事日程、議案関係など)、人事異動(一定の役職以上の公務員)、叙位叙勲、皇室事項(行幸啓、御祝電、宮中諸儀など)、官庁報告(各省庁の報告事項など)、資料(閣議決定など)

#### ●公告紙的事項

各官公庁、裁判所、会社などが法令の規定に基づいて行う公告

WTO(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)に基づく政府関係機関の入札公告等、地方公共団体の公告(地方債償還、行旅死亡人公告など)、裁判所公告(破産関係、失踪宣告、禁治産宣告など)、会社公告(商法などに基づく組織変更公告、解散公告など)

#### ■その他

国民の休日(前年2月最初の官報で発表)

地価公示、政治団体の収支報告書、特殊法人の決算財務諸表

皇室情報 行幸のスケジュール、宿泊先など。歌会始で選ばれた歌や人も掲載

国家試験(司法試験・情報処理・会計士など)合格者の名前が発表されるものもあり。

公聴会の予定

### 官報の種類

- 官報本誌 行政機関の休日以外毎日発行
- 官報号外 本誌で掲載しきれない分量を掲載、随時発行
- 官報号外特 突発的な事態に発行
- 政府調達公告版 調達情報を掲載、随時発行
- 目録 毎月1回発行

## 官報の使い方

1. **目次** 官報には記載される記事の順番が決まっています。最初に必ず目次がついています。
2. **目録** 詔書から告示まで、法令別・省庁別に、題・掲載日・号数・頁数をまとめています。(緑色の紙のもの) 翌月 8 日前後に発行。

## Webで調べる

- **インターネット官報** <http://kanpou.npb.go.jp/>  
独立行政法人国立印刷局のサイト。直近 30 日間の官報を閲覧できます。また、平成15年7月15日以降の法律、政令等、平成28年4月1日以降の政府調達の官報情報を閲覧できます。
- **政府刊行物／官報／官報公告** <http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>  
独立行政法人国立印刷局のサイト。1996年6月3日以降の目次が検索できます。
- **官報バックナンバー** <http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/digest-bk.html>  
首相官邸のサイト。1年分の官報を閲覧できます。
- **政府公共調達データベース** [http://www.jetro.go.jp/database/gov\\_procurement/](http://www.jetro.go.jp/database/gov_procurement/)  
JETRO(日本貿易振興機構)のサイト。政府調達についての解説と、政府調達公告版の検索ができます。(公示の種類、官報掲載日、調達機関、調達機関所在地、品目による検索が可能)
- **官報保管図書館一覧(近畿編)** [http://kanpo.kanpo.net/kanpo\\_library.php](http://kanpo.kanpo.net/kanpo_library.php)  
株式会社かんぼうのサイト。官報を永年保存している図書館のリストが閲覧できます。

## ★ 池田市の公報

自治体版官報ともいえるのが公報です。池田市立図書館で「池田市公報」を閲覧できます。  
池田市のホームページ >> 総合政策部法制課のページで、過去2年分の公報を閲覧できます。

- 池田市公報 (Web)

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/hosei/gyomu/1415934789862.html>

約 15 年分)